

特別養護老人ホームほどの 利用料金一覧

令和5年7月1日より

(多床室)

負担限度額区分	施設サービス費 I	サービス提供体制強化加算 (I)	看護体制加算 (I)イ	看護体制加算 (II)イ	夜勤職員配置加算 (I)イ	合計 介護保険一部負担金	居住費	食費	合計	合計 (30日)	
	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1ヶ月)	
要介護1	第1段階	573	22	6	13	22	636	0	300	936	28,080
	第2段階							370	390	1,396	41,880
	第3段階①							370	650	1,656	49,680
	第3段階②							370	1,360	2,366	70,980
	第4段階							855	1,660	3,151	94,530
要介護2	第1段階	641	22	6	13	22	704	0	300	1,004	30,120
	第2段階							370	390	1,464	43,920
	第3段階①							370	650	1,724	51,720
	第3段階②							370	1,360	2,434	73,020
	第4段階							855	1,660	3,219	96,570
要介護3	第1段階	712	22	6	13	22	775	0	300	1,075	32,250
	第2段階							370	390	1,535	46,050
	第3段階①							370	650	1,795	53,850
	第3段階②							370	1,360	2,505	75,150
	第4段階							855	1,660	3,290	98,700
要介護4	第1段階	780	22	6	13	22	843	0	300	1,143	34,290
	第2段階							370	390	1,603	48,090
	第3段階①							370	650	1,863	55,890
	第3段階②							370	1,360	2,573	77,190
	第4段階							855	1,660	3,358	100,740
要介護5	第1段階	847	22	6	13	22	910	0	300	1,210	36,300
	第2段階							370	390	1,670	50,100
	第3段階①							370	650	1,930	57,900
	第3段階②							370	1,360	2,640	79,200
	第4段階							855	1,660	3,425	102,750

※ただし、上記費用は入所日及び退所日を1日として計算します。

◆その他の加算◆

- ◎介護職員処遇改善加算 (I) 総単位数(1ヶ月の合計単位数)に、**8.3%**が加算されます。
- ◎介護職員等特定処遇改善加算 (I) . . . 総単位数(1ヶ月の合計単位数)に、**2.7%**が加算されます。
- ◎介護職員等ベースアップ等支援加算 . . . 総単位数(1ヶ月の合計単位数)に、**1.6%**が加算されます。
- ◎療養食加算 . . . 療養食の提供を行った場合、6単位/回 1日3回を限度として18単位/日が加算されます。
- ◎安全対策体制加算 入所初日に限り20単位が加算されます。
- ◎看取り介護加算 (I) 死亡日45日前～31日前 72単位/日が加算されます。
死亡日30日前～4日前 144単位/日が加算されます。
死亡日の前日及び前々日 680単位/日が加算されます。
死亡日 1280単位/日が加算されます。

負担限度額区分表	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
	・世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給者・生活保護の受給者など かつ、預貯金などが単身で1,000万円(夫婦で2,000万円)以下	・世帯全員(世帯分離をしている配偶者を含む)が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方 かつ、預貯金などが単身で650万円(夫婦で1,650万円)以下	・世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方 かつ、預貯金などが単身で550万円(夫婦で1,550万円)以下	・世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方 かつ、預貯金などが単身で500万円(夫婦1,500万円)以下	・上記(第1～3段階)以外の方

特別養護老人ホームほどの 利用料金一覧

令和5年7月1日より

(多床室) 第4段階対象者用

	負担限度額区分	施設サービス費 I	サービス提供体制強化加算 (I)	看護体制加算 (I)イ	看護体制加算 (II)イ	夜勤職員配置加算 (I)イ	合計 介護保険一部負担金	居住費	食費	合計	合計 (30日)
		(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(一ヶ月)
要介護1	1割負担	573	22	6	13	22	636	855	1,660	3,151	94,530
	2割負担	1,146	44	12	26	44	1,272	855	1,660	3,787	113,610
	3割負担	1,719	66	18	39	66	1,908	855	1,660	4,423	132,690
要介護2	1割負担	641	22	6	13	22	704	855	1,660	3,219	96,570
	2割負担	1,282	44	12	26	44	1,408	855	1,660	3,923	117,690
	3割負担	1,923	66	18	39	66	2,112	855	1,660	4,627	138,810
要介護3	1割負担	712	22	6	13	22	775	855	1,660	3,290	98,700
	2割負担	1,424	44	12	26	44	1,550	855	1,660	4,065	121,950
	3割負担	2,136	66	18	39	66	2,325	855	1,660	4,840	145,200
要介護4	1割負担	780	22	6	13	22	843	855	1,660	3,358	100,740
	2割負担	1,560	44	12	26	44	1,686	855	1,660	4,201	126,030
	3割負担	2,340	66	18	39	66	2,529	855	1,660	5,044	151,320
要介護5	1割負担	847	22	6	13	22	910	855	1,660	3,425	102,750
	2割負担	1,694	44	12	26	44	1,820	855	1,660	4,335	130,050
	3割負担	2,541	66	18	39	66	2,730	855	1,660	5,245	157,350

※ただし、上記費用は入所日及び退所日を1日として計算します。

※上記料金はあくまで目安ですので、利用日数等によって差額が生じることがあります。詳細はお問い合わせ下さい。

◆その他の加算◆

- ◎介護職員処遇改善加算 (I) 総単位数(1ヶ月の合計単位数)に、**8.3%**が加算されます。
- ◎介護職員等特定処遇改善加算 (I) 総単位数(1ヶ月の合計単位数)に、**2.7%**が加算されます。
- ◎介護職員等ベースアップ等支援加算 総単位数(1ヶ月の合計単位数)に、**1.6%**が加算されます。
- ◎療養食加算 療養食の提供を行った場合、6単位/回 1日3回を限度として18単位/日が加算されます。
- ◎安全対策体制加算 入所初日に限り20単位が加算されます。
- ◎看取り介護加算 (I) 死亡日45日前～31日前 72単位/日が加算されます。
死亡日30日前～4日前 144単位/日が加算されます。
死亡日の前日及び前々日 680単位/日が加算されます。
死亡日 1280単位/日が加算されます。

負担限度額区分表	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
	・世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給者・生活保護の受給者などかつ、預貯金などが単身で1,000万円(夫婦で2,000万円)以下	・世帯全員(世帯分離をしている配偶者を含む)が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方かつ、預貯金などが単身で650万円(夫婦で1,650万円)以下	・世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方かつ、預貯金などが単身で550万円(夫婦で1,550万円)以下	・世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方かつ、預貯金などが単身で500万円(夫婦1,500万円)以下	・上記(第1～3段階)以外の方